

平成23年6月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成23年6月24日（金曜日）午後2時30分から午後4時30分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第29号） 平成24年度教科用図書の採択における採択地区について（学校教育部）

日程第 2（議案第30号） 教育財産の公用廃止について（教育環境部）

日程第 3（議案第31号） 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について（教育環境部）

日程第 4（議案第32号） 相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 5（議案第33号） 相模原市体育指導委員の人事について（生涯学習部）

日程第 6（議案第34号） 相模原市立図書館協議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 7（議案第35号） 相模原市社会教育委員の人事について（生涯学習部）

日程第 8（議案第36号） 相模原市立中学校教職員の人事について（学校教育部）

日程第 9（請願第 1号） 中学校公民教科書採択に関する請願（その1）

日程第10（請願第 2号） 中学校公民教科書採択に関する請願（その2）

日程第11（請願第 3号） 中学校歴史教科書採択に関する請願（その1）

日程第12（請願第 4号） 中学校歴史教科書採択に関する請願（その2）

日程第13（請願第 5号） 中学校公民教科書採択に関する請願（その3）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実
 委 員 金 川 純 子
 委 員 齋 藤 文

○説明のため出席した者

教 育 局 長	村 上 博 由	教 育 環 境 部 長	浅 見 行 彦
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	白 井 誠 一
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	林 孝	教 育 総 務 室 担 当 課 長	細 谷 正 行
学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之	学 校 保 健 課 担 当 課 長	中 嶋 成 享
学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹	遠 山 芳 雄	学 校 教 育 課 長	土 肥 正 高
学 校 教 育 課 担 当 課 長	中 山 章 治	学 校 教 育 課 指 導 主 事	東 條 久 美 子
教 職 員 課 長	菊 地 原 宏 明	教 職 員 課 総 括 副 主 幹	宮 崎 健 司
教 職 員 課 副 主 幹	佐 々 木 隆	教 職 員 課 副 主 幹	二 宮 昭 夫
教 職 員 課 副 主 幹	小 林 研 一	教 職 員 課 主 査	和 田 邦 昭
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	大 用 靖	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	鈴 木 雅 文
ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	神 藤 次 郎	ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	菊 地 原 真
ス ポ ー ツ 課 主 査	石 井 博 道	ス ポ ー ツ 課 主 事	江 口 竜 太
生 涯 学 習 部 参 事 兼 図 書 館 長	小 野 栄 治		

○事務局職員出席者

教 育 総 務 室 主 査 井 上 大 輔 教 育 総 務 室 主 事 越 田 進 之 介

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と金川委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程 1 から 7、日程 9 から 13 については公開の会議とし、日程 8、議案第 36 号、相模原市立中学校教職員の人事については、人事等個人情報が含まれている内容ですので、公開しない会議として取り扱うことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、本日の会議は日程 8 を非公開とし、それ以外の議案、請願につきましては公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

◎溝口委員長 本日の会議の日程 1 から 7、日程 9 から 13 については公開の会議とし、日程 8、議案第 36 号、相模原市立中学校教職員の人事については、人事等個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議といたします。

□平成 24 年度教科用図書の採択における採択地区について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 29 号、平成 24 年度教科用図書の採択における採択地区についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 議案第 29 号、平成 24 年度教科用図書の採択における採択地区について、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 16 条の規定に関して、平成 24 年度教科用図書の採択における本市の採択地区の神奈川県教育委員会への回答を提案するものでございます。

それでは、具体的なことにつきましては、学校教育課長より説明させていただきます。

○土肥学校教育課長 平成24年度教科用図書の採択における採択地区について、神奈川県教育委員会より照会がきております。

議案の2ページ目の下段をご参照いただければと存じます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第16条の規定、指定都市に関する特例規定により、教科用図書の採択地区を「区の区域又は区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない」とございます。

昨年度、ご協議いただきました平成23年度使用教科用図書の採択における採択地区につきましても、平成18年、19年の合併後、全市が足並みをそろえ、授業研究を中心といたしました教科研究会を持ちながら、現在、新市としての特色をつくりあげている最中であることを理由に、採択地区につきましても、これまでどおり1市1採択地区で行い、変更の希望なしと回答いたしました。

本市といたしましては、議案の別紙様式のように、平成24年度使用教科用図書の採択における採択地区につきましても、これまでどおり変更の希望なしと回答することを提案申し上げます。

以上で、議案第29号、平成24年度教科用図書の採択における採択地区についての説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 今、相模原市は1つに向かってまとまっている最中ということで、採択地区は1つというお話でしたが、現場の先生や保護者の方から何かご意見をいただいていますでしょうか。

○中山学校教育課担当課長 この点につきましては、平成21年度から教科用図書採択検討委員会で議論してまいりました。その中で、先生方からは、政令指定都市となっても同じ市教育委員会の管轄であることや、市内の研究会等で事業研究が深められることができるということで、教科書は統一した方が望ましいという意見がございました。

また、保護者の方からは、採択地区を分け、異なった教科書を使用するようになった場合、市内の転出入の際に学習しない内容が出てくる可能性があり、児童生徒の学習に影響があるのではないかとといった不安の声がございました。

◎斎藤委員 他の政令指定都市ではどのようなになっているのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○土肥学校教育課長 他の政令指定都市の採択地区の設定、その状況についてというご質問かと思いますが、川崎市と大阪市、それから広島市、この3市が複数の採択地区を設定して、現在、採択を行っているとは承知をしております。その他の政令指定都市につきましては、本市同様、1採択地区で使用している状況でございます。

◎小林委員 先ほどの金川委員の質問で、21年度の保護者や先生方のご意見がいただきました。よくわかりました。しかしながら、本年度も1採択地区、いわゆる変更の希望なしと回答する理由を説明いただきたい。できれば、昨年、1採択地区として設定した経過がございますが、その状況も行政の立場からつけ加えていただけたらと思います。

○土肥学校教育課長 1採択地区は変更なしと提案するその理由ということと、昨年度の状況というご質問かと思っておりますけれども、まずこの採択地区を複数にする部分、また、複数にすることと1採択地区で行うこと、この両方にそれぞれのよさがあると私たちも認識をしております。例えば、複数にすることのよさとしたしましては、それぞれの採択地区の地域の特色あるいはその地区の児童生徒にあった教科書を採択することができるという利点、よさが挙げられるかと思いますが、一方で、1市1採択地区で行われることのよさとしたしましては、当然、市全体で共通の教科書を使用することによりまして、市内の研究会等で、例えば授業研究等を行うときにも、同様の教材で先生方が研究を進められるという、こういう利点がございます。

本市といたしましては、先ほども若干説明の中で触れさせていただきましたけれども、本市は校内研究といいます、いわゆる学校の先生方の研究活動が非常に盛んな市だと考えておりますので、市内の研究会でも、先生方が教科グループに分かれまして研究を進めております。特に現在は、平成18年、19年に合併をして、全市が足並みをそろえまして、全市が1つとなった研究会を持ちながら、いわゆる新市としての特徴をつくりあげる、そういう研究を進めている段階であると私たちもとらえております。このことを考えますと、本市においては、今は1採択地区で進めていくメリットの方が大きいと、このような認識を持っており、いわゆる変更なしという形で提案したいと考えておるところでございます。

また、昨年度の小学校の部分につきましても、同様に1採択地区で進めてまいりましたが、現在、小学校も全市でかなり数が多いでございますが、教科に別れての研究というものが進められている今の状況、あるいは先生方で授業研究、実際に授業を行って、その授業の部分についてどう改善していけるか等の研究も進めているという状況も私たちは承知しておりますので、私どもが昨年度そういった形で進めてきたことは、今の相模原市

の教育にとっては適切ではなかったかなど、このような認識を持っております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第29号、平成24年度教科用図書の採択における採択地区についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

□教育財産の公用廃止について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第30号、教育財産の公用廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 議案第30号、教育財産の公用廃止について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市南部学校給食センターの機能を相模原市清新学校給食センターに統合したことに伴い、相模原市南部学校給食センターの建物について公用廃止するため、提案させていただくものでございます。

公用廃止する相模原市南部学校給食センターの施設の概要でございますが、南区文京1丁目にあつて、約2,648平方メートルの国有地に、床面積約1,158平方メートルの鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建ての施設でございます。

なお、公用廃止の期日につきましては、解体工事の着手のため、本日、平成23年6月24日でございます。

以上、議案第30号教育財産の公用廃止について、ご説明申し上げます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 この地図を見ますと、大野南中学校の敷地の一部になっていると思うのですが、大野南中学校は3月11日の地震のときに、相模大野駅の近くにあるということで避難所になっていて、多くの人が一晩そこで過ごしたということを知りましたが、この給食センターを、先ほど老朽化で解体するという話もありましたけれども、せっかくそ

れだけ必要性の高い場所にありますので、壊さずに、防災倉庫など備蓄しておく場所に再利用という形で活用できなかったのか。解体するのにお金がかかってしまうのはもったいないので、何か利用できないかなと思ってしまったのですが、いかがでしょうか。

○鈴木学校保健課長 今のご質問にございましたように、確かに3月11日の大震災のときには、この大野南中学校のほか、グリーンホール相模大野を避難所として開放させていただきました。

それで、今、お話がございました災害用の備蓄倉庫等につきましては、当然、学校等に配備をしているわけですが、部長がご説明申し上げたとおり、1つには老朽化がございます。それから、もう1点は、旧相模原市では、共同調理場方式、このセンター方式については、順次、単独校化を進めておりました、受け持ちの学校数が少なくなったということで、合理化を図るため、統合してございます。

それで、お話いただきました他の利用ということもございますが、1つには、あその土地は国の方から有償で借りているケースもございますので、給食センターを廃止ということで、いったん国の方へお返しするというを進めてございます。

◎金川委員 続けてなのですけれども、ちょっとこの地図だとイメージができなくて、大野南中学校の敷地内という感じに見えるのですが、では、ちょっと区切られているという感じなのですか。

○鈴木学校保健課長 敷地内の一部ということではなく、確かに区画はその一帯の中ですが、明確にフェンス等で仕切られてございます。

◎金川委員 では、中学校がそのままそこをうまく利用できるという感じではないのですね。では、その跡地というのは、空き地のままになってしまうのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 現在、南部学校給食センターの解体に向けて、いろいろな手続きを進めてございますが、この跡地につきましては、南部一帯の浸水被害の解消のため、今、土木部の方で、下水の雨水管を入れる作業の場所として引き続きお借りしたいということで、横浜財務事務所と交渉を進めてございます。

◎斎藤委員 こちらの南部学校給食センターの廃止に伴って、清新学校給食センターに統合されたとご説明があったのですけれども、現在の清新学校給食センターの利用状況、稼動状況について、ちょっとご説明ください。

○鈴木学校保健課長 清新学校給食センターの方に機能統合ということでございまして、現在、清新学校給食センターにつきましては、旧相模原市内の6校、相武台、大沼、大野台、

共和、並木、鶴園、この6校の小学校についての給食の調理を行っております。この清新学校給食センターにつきましては、供給能力は4,500食ございまして、現在、この6校で約3,600食の給食の調理を行っておりますので、調理上は問題ないということでございます。

◎溝口委員長 この地図から見ますと、この部分が大野南中学校のグラウンドとして使えると、かなり有効になるような感じがいたしますが、何年間くらい、土木部で利用して、その後は大野南中学校のグラウンドとして使えるような、そういう方向はとれるのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 下水道の工事につきましては、ご承知のとおり、雨水を入れる雨水管というのは、直径が2メートル、3メートル、あるいは場所によっては5メートルという大きなものを入れますので、工期的には3年程度かかるのかなと考えております。その跡地利用につきましては、また地主である横浜財務事務所との交渉になりますが、現在のところ、何をということは考えてございません。

◎溝口委員長 ぜひ大野南中学校のグラウンドとして使えるように、そういう方向で交渉していただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号、教育財産の公用廃止についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

□相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第31号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○浅見教育環境部長 議案第31号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設

置されているもので、医師をはじめ、学校関係者等の代表者から構成され、定員は10名となっております。

本議案についてでございますが、委員2名から任期途中において辞職したい旨の申し出及び任期満了等の委員7名の後任の委員を委嘱することが必要なため、提案いたすものでございます。

辞職及び委嘱の内容につきましては、議案のとおりでございます。

以上で、議案第31号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださるよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 先ほど2名の方が任期途中での辞職ということでしたので、普通ですと、委員会というのは、新しくその方かわりに委嘱された方は前任者の残任期間が任期になるかと思うのですが、こちらでは2年になっているのはどういうことなのかと。ご説明いただけますでしょうか。

○鈴木学校保健課長 この相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会は、附属機関の設置に関する条例により、設置されてございます。この条例の中で、委員会ごとに定数、それから任期について定めをさせていただいております。児童生徒災害見舞金の審査委員会は、その任期については2年と定められております。ただ、他の委員会等では、2年の中でも、補欠の委員の任期にあつては前任者の残任期間という定めがある委員会もございます。この児童生徒災害見舞金の審査委員会については、その定めがございませんので、新たに2年をお願いするというものでございます。

◎斎藤委員 そうすると、皆さん、委嘱されたときから2年間ということで、ばらばらの任期になるということですね。

○鈴木学校保健課長 そのとおりでございます。

◎小林委員 この審査委員会は、実際はどのような活動をなさっているのか、ちょっとご説明いただけますか。

○鈴木学校保健課長 この審査委員会の設置の目的につきましては、児童生徒が学校の管理下において災害にあった場合について、見舞金を支給すると条例で定めてございます。この見舞金の贈呈について、教育委員会または市長の諮問に応じて調査審議するというところでございまして、具体的にどのような場合ということでございますが、日本スポーツ振興

センターの災害給付等に本市は加入しております。こういうもので給付対象外になっているようなケースの場合に、この審査委員会を開いて、特別給付金等の支給についてご審議をいただくと、こういうものでございます。

◎**小林委員** その日本スポーツ振興センターの対象外というのは、対象になったり対象外になったりするのはどういう基準になっていて、そういう状況が生じるのか。

○**鈴木学校保健課長** スポーツ振興センターにつきましては、独立行政法人法に基づいて設置されているものでございますが、その中で、学校管理下における事故と傷害の程度、これについて認定を行って、傷害があるような場合についてはお見舞金を支給するというところでございます。

ただし、傷害が実際にあっても、認定されないようなケースがある場合に、本当に非常に特別な場合について、この市の条例に基づく見舞金で対応しようということでございまして、基本的に、この審査委員会は毎年開かれるような状況には現在はありません。ちょっとわかりにくいのですが、特別な場合ということで、具体的にどういう場合があるのかというのは、20年以上前に1件ございました。

◎**溝口委員長** その20年前にあった事件というのは、どういう事例なのですか。

○**鈴木学校保健課長** 運動会の騎馬戦の競技で落下・負傷しまして、基本的に、スポーツ振興センターの方では6カ月でもって症状固定だと判断しました。ところが、被害生徒の方から、いや、6カ月を過ぎても、私はまだリハビリが必要なのですということで、そういう申し出があったので、それについて特別見舞金の支給の対象にするかどうか、教育委員会としてこの委員会に対して諮問を行ったというケースでございます。

◎**金川委員** 今までの話を聞いていて、審査委員会のメンバーが10人というのは適正な人数かどうかというのを、ちょっとどんなお考えか聞きたいのですけれども。

○**鈴木学校保健課長** 条例に基づいて10人以内ということで、これもまた規則に基づきまして、その10人については、学校医あるいは保護者の代表、それから学校長の代表ということで、最大限10人以内の中の現在10人ということで定めをさせていただいております。

◎**斎藤委員** 確認ですが、そうしますと、そういう案件は過去20年ないということで、実際には委員会は1度も開かれていないというのが実態ということでよろしいですか。

○**鈴木学校保健課長** 平成2年を最後に、現在までは開かれておりません。

◎**溝口委員長** 細かいことのように申しわけありません。この委員さん方への給与というの

でしょうか、手当てというのはどうなっているのでしょうか。

○鈴木学校保健課長 1日1万2,600円ということになります。会議を開いた場合、1日当たり1万2,600円ということでございます。

◎溝口委員長 日額制ということですね。

○鈴木学校保健課長 はい。

◎溝口委員長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第31号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

□相模原市スポーツ振興審議会委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第32号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第32号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事につきまして、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ振興審議会は、スポーツ振興に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することを職務としております。委員の定数は10人、任期は委嘱の日から2年でございます。

当議案につきましては、任期満了に伴う後任の委員をスポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき委嘱いたしたく提案するものでございます。

それでは、任期満了に伴う後任の委員につきまして、ご説明をさせていただきます。

後任の委員としてご提案させていただいております木内哲也氏でございますが、学識経験者として相模原市医師会からご推薦をいただいております。現在、同会の理事でございます。

木内氏は、平成21年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております。再任でございます。

続きまして、鈴木究氏でございますが、学識経験者として相模原市立小中学校PTA連

絡協議会からご推薦をいただいております、現在、同協議会の副会長でございます。

鈴木氏は、平成19年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、再任でございます。

続きまして、森田之雄氏でございますが、学識経験者として相模原市体育協会からご推薦をいただいております、現在、同協会の会長でございます。

森田氏は、平成9年からスポーツ振興審議会委員としてご活躍いただいております、再任でございます。

以上、3名を後任の委員としてご提案させていただきます。

今回の任命に当たり、市長に意見を求めましたところ、特に意見がない旨の回答をいただいております。

なお、スポーツ振興審議会は、平成22年度におきましては3回開催し、内容につきましては、相模原市スポーツ振興計画の改定と、平成23年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付についてのご審議等をいただきました。本年度はスポーツ振興計画の改定が終わったことを受け、2回の開催を予定しております。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 再任されました森田様が、7期、平成9年からとご説明いただいたのですけれども、委員の再任は何期までという規定はないのでしょうか。

○菊地原スポーツ課担当課長 再任のルールにつきましては、特に定めてございません。当団体の方にご審議いただける方ということで選出いただいておりますので、その中で推薦いただいた方を委員としてお願いしているという状況でございます。

◎金川委員 委員名簿の備考のところにあるのが推薦母体だと思っているのですが、最近、相模原市にプロチームが来たり、スポーツ振興計画の中でも、そういうところをすごく重要に考えていたりしているのですが、そういう方たちのご意見というのは、市の体育協会を通じてここにあらわされているのでしょうか。多分、あの人たちは最前のことをやっているのに、今、最先端のことを、いろいろなアイデアを持っていると思っているのですが、そういう人たちの意見が活かされる場面があるかどうかというのをちょっとお伺いしたいのですが。

○菊地原スポーツ課担当課長 まず審議会の委員さんにつきましては、スポーツ振興法の中で、学識経験者もしくは関係行政機関の職員の中から選出するというのが定めでございます。そのうち、学識経験者の部分について、今、お手元でございます内訳に載っている9人の方をお願いしているというところでございます。

その中で、近年、トップアスリート、トップチームの方の活躍をスポーツ振興のまちづくりの方にも生かして、いろいろな施策を推進しているところです。プロチームやトップアスリートの方の意見等については、現在は委員には入ってございませんが、体育協会あるいはスポーツ有識者である青山学院大学の教授の井上先生を通じて様々なご意見をいただいています。

◎金川委員 せっかく相模原市はいいものができているので、この方が終わって、また次の方というのではなく、何か一步進んで、新しい風がどんどん入っていくような感じになっていくといいなと思っています。

◎小林委員 この委員さんの年齢構成なのですが、大体平均年齢はどういう状況になっていきますか。というのは、若い人たちの意見が入る場面があるのかどうかということ。これがまず1点。

それから、もう1点の質問ですが、スポーツ振興ということならば、スポーツ振興審議委員のメンバーの方々と体育指導委員との関係はどういう動きになっているのか。その2点、ご質問したいと思います。

○菊地原スポーツ課担当課長 まず、委員さんの年齢についてでございますけれども、ただいま、具体的な数字を持っていないのですが、各団体の長の方が多いという中で、50代後半から60代が平均ではないかと思えます。

それと、体育指導委員との連携についてでございますけれども、委員の中に、体育指導委員連絡協議会の会長の笥田氏が委員となっていていただいていますので、事業等も含めた体育指導委員との連携につきましては、審議会の中でご意見等をいただき、ご審議をいただいているというところでございます。

◎小林委員 50代後半と今ありましたけれども、正確な数字ではないでしょうけれども、やはり20代、30代、40代を盛り込んでくるというお考えはあるのかなのか、その辺はいかがですか。

○菊地原スポーツ課担当課長 やはり相模原市は平均年齢も若いという中で、いろいろなスポーツも若い人たちが多くかかわりを持ってやっていくということは必要なことだと思

ます。一方、団体の推薦という形になっていますので、団体推薦のお願いの中で、若い方
というか、そういう形のお願いの方をしていけたらなと思っているところでございます。

◎小林委員 質問ではないのですが、ぜひとも若い方々の考えなり意見が通るような場面を
つくっていただければなというふうに期待しております。お願いいたします。

○菊地原スポーツ課担当課長 ご意見ありがとうございます。そのような形でまた続けてま
いりたいと思います。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第32号、相模原市スポーツ振興審議会委員の人事についてを原案どおり決する
に、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

□相模原市体育指導委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程5、議案第33号、相模原市体育指導委員の人事についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第33号、相模原市体育指導委員の人事について、ご説明申し上
げます。

相模原市体育指導委員は、本市のスポーツ振興のため、市民へのスポーツに関する助
言・指導を職務とし、公民館の館長等の推薦を得て、2年の任期で市教育委員会が委嘱し
ております。

このたびの議案につきましては、平成23・24年度の体育指導委員について4月1日
付で委嘱をしたところでございますが、定数が253名のところ、241名の委嘱と、5
地区で12名の欠員が生じておりました。

このうちの大野台公民館区の1名の欠員に対し、大野台公民館長より福島正夫氏を体育
指導委員としてご推薦をいただきましたので、平成23年6月24日付で委嘱いたしたく、
スポーツ振興法第19条第1項の規定に基づき、ご提案するものでございます。

福島氏は、今年度より大野台公民館の体育部で活動されており、スポーツはテニスを続

けられているとのことでございます。

なお、他の体育指導委員の欠員につきましては、公民館等におきまして、引き続き、人選に御尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 体育指導委員は、自治会の運動会や公民館事業など、私たちの身近で、スポーツに関してすごくいろいろなサポートをしてくださって、スポーツが活性化されてうれしいなと思っているのですけれども、今回、1人推薦され、あと残り11名の欠員が生じている状況で、その欠員している地区の運営はそれで成り立っているのでしょうか。また、どうしてその地区が欠員しているか、何か原因があったら教えてください。

○菊地原スポーツ課担当課長 まず、欠員のところの公民館等の事業が円滑に進んでいるかというご質問でございます。欠員が生じている公民館につきましては、体育指導委員だけではなく、体育部員の方、また、健康づくり普及員の方など、地域の方のご協力の中でスポーツ体育事業が進められており、順調に事業は行われております。

ただ、体育指導委員が欠員の中で、他の体育指導委員に負担がかかっているという状況もございますので、引き続き人選の方は地域でご尽力いただいているという状況でございます。

続いて、欠員している原因についてでございますけれども、まず、体育指導委員の活動の状況につきましては、公民館事業では、平日夜間や土日の活動が多いところでございます。このような中で、近年、土日の就業も多くなっており、また、ライフスタイルも多様化している中、なかなか夜間、土日に体育指導委員としてかかわることが難しい時代背景があり、地域の中でも体育指導委員を選出することが困難になっているという状況であると考えてございます。

◎金川委員 この前、この件ではなくて、私たちの活動を振り返る活動のときに、学生とか、スポーツにかかわっている大学生とか高校生とか、防災のときにも学生はすごくエネルギーを発揮してくれたというイメージがあって、いろいろなところでその人たちが活躍できるといいななんて思っているのですけれども、この体育指導委員を委嘱する年齢制限などはあるのでしょうか。

○菊地原スポーツ課担当課長 体育指導委員の年齢の制限等についてでございますけれども、まず下限は特に定めていないというところが実際のところでございます。上限と申しますか、70歳の定年を、平成15年から定年制という形で引くという形になってございます。

なお、公民館等の事業の中では、本当に学生の方とかを含めて、いろいろな形で事業を協力いただいておりますので、体育指導委員ということではなく、若い方が公民館事業等の中で、いろいろな形で協力をいただいております。

◎小林委員 スポーツ振興法の第19条1項の規定でやっているわけですが、この2項のところに、住民に対して、体育指導委員は、実技の指導及びスポーツに関する指導及び助言を行うとなっております。となってきましたと、この体育指導委員の研修の機会というのはどんなふうになっているのか。あるかないのか。あるとすれば、どういう状況なのか。それがまず1点。

それから、公民館の館長の推薦ということですが、今回は特技がテニスとなっておりますけれども、得意分野において、スポーツの分野において、バランスの問題はどうとらえているのか。その2点、お願いいたします。

○菊地原スポーツ課担当課長 1点目は、体育指導委員の研修等についてのご質問でございます。今週の月曜日も、夜なのですけれども、体育指導委員の研修会がございました。内容につきましては、AEDの研修という形でございます。実技とか、そういうAEDとかという形の中で、スポーツの研修会を体育指導委員の方に、今年はどういうテーマにしましょうかということをお聞きしながら、年2回、もしくは3回実施しているというところでございます。

もう1つのお尋ねで、分野のバランスについてでございますけれども、実際のところ、体育指導委員にはいろいろな特技があって、体育に関心をいただいて、あるいは公民館にかかわりをもってもらって、体育指導委員になっていただいているという実情がございまして、特に分野のバランスというところは、配慮はせず、それぞれの皆さん個人の特技を生かしていただいているというのが実態でございます。

◎斎藤委員 欠員は先ほど5地区で12名ということでしたけれども、例えば欠員が出ている地区に偏りがあるのかということと、その地区ごとに定数を多分定めていると思うのですけれども、その定め方と申しますか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○菊地原スポーツ課担当課長 まず、地区によって偏りがあるのかというご質問でございますけれども、実情を申しますと、今、1番欠員が多いのが大野南公民館の地区でございます。

すけれども、欠員が4名という形になってございます。ほかは大沼、陽光台、相原、そして藤野という中で、そういう状況では、市内で全体的に欠員が生じており、特に傾向等はないと承知をしてございます。

それと、定数のことについてのご質問かと思えます。まず、体育指導委員の定数につきましては、基本的な考え方として、旧相模原地域につきましては、8名を基本として、その中で、地域の活動、また、人口規模等を考慮しまして、1、2名の増員を行って配置しております。

また、津久井地域、旧津久井4町につきましては、合併前の定数で15から17名というところなのですが、合併した後も、例えば駅伝大会とかいうようなものを引き続き事業を実施していただいているということがございまして、合併前の定数をそのまま現在も同じ定数という形にさせていただいているところでございます。

◎溝口委員長 旧津久井4町の合併前の人数を引き継いでいるということですが、例えば橋本地区では8名で、藤野地区は15名というふうな状況ですと、人口割のような考えからすると、かなり矛盾があるように思うのですが、体育指導委員の配置については、人口割の考えは考慮に入れないのでしょうか。

○菊地原スポーツ課担当課長 先ほども触れさせていただきましたが、旧相模原地域については、人口割という考え方もあるのですが、津久井地域につきましては、合併時の話し合いの中で当面は現行の定数を引き継ぐということの中で、こういう形の定数になってございます。

なお、定数につきましては、現在、欠員があるという中では、体育指導委員の方からも、改めてご意見をいただいておりますので、今の委員長の話も踏まえて、今後も検討させていただきたいと考えております。

◎溝口委員長 ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ありませんので、これより採決を行います。

議案第33号、相模原市体育指導委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

□相模原市立図書館協議会委員の人事

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第34号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第34号、相模原市立図書館協議会委員の人事について、ご説明申し上げます。

図書館協議会の委員につきましては、図書館法第15条の委員構成に関する規定により、6名を委嘱いたしておりますが、このうち、社会教育の関係者としてお願いしておりました青木久委員から、任期途中において辞職の申し出がございましたので、これを承認し、後任として、相模原市公民館連絡協議会からご推薦をいただきました関山泰孝氏を6月25日付けで委嘱するものでございます。

関山氏は、現在、相模原市立麻溝公民館長でございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間で、平成24年8月28日まででございます。

以上で、議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 昨年は図書館の基本計画の策定という大きなお仕事があつて、協議会の方もいろいろご意見いただいたのですけれども、今年度の予定について、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○小野図書館長 今年度の活動予定でございますけれども、通常は6月に行うのですけれども、ちょっと地震の関係でおくれまして、来月、第1回目を開催するのですけれども、まず最初に、昨年度、平成22年度の図書館の事業実績の概要と、今年度、平成23年度の図書館基本計画について説明して、委員さんのご意見を伺うということがまず1点。

それ以降、市立図書館につきましては、来年度から委託という形になりますので、委託事業の内容について、委員さんの意見を伺うというふうに考えております。

◎斎藤委員 そうしますと、7月に年間の事業計画についてのご意見をいただいて、その後、今おっしゃられたことは何月ころが予定されているのでしょうか。

○小野図書館長 来年度からの図書館の委託の関係で、今予定しているのはおおむね9月以

内を予定しております。

◎齋藤委員 そうしますと、相模原市立図書館は、震災でかなりのダメージがございまして、その問題もなかなかいろいろ、まだちゃんと解決した段階にはないとは思うのですけれども、その辺につきましてのご意見を伺うような機会というのはございますでしょうか。

○小野図書館長 震災での図書館の修繕関係、工事関係は、当然、第1回の委員会で説明をするのですけれども、それについて、修繕とか工事について、委員さんから意見というのは特に考えてはおりません。とりあえず、第1回の委員会で説明するというふうに考えております。

◎齋藤委員 当面修繕することだけではなくて、長期的にもいろいろな問題があると思いますので、ぜひいろいろなご意見を伺って、いい方向に行くような会議をぜひ持っていただければと思います。

○小野図書館長 図書館の基本計画とか、総合計画にも載っているのですけれども、市立図書館の委託内容の確立ということで、まだ日程的には今年度いつからというのは決めていませんけれども、今後につきましては、検討委員会をさらに設けまして、途中経過とか、中間報告を委員会で説明して、いろいろな皆さんの意見を伺ってまいりたいと考えております。

◎小林委員 これは人事案件でございますけれども、図書館協議会についてちょっとお伺いしたいのです。図書館協議会の活動の状況ですけれども、館長の諮問に応ずることはできるということと、逆に、図書館方針については、館長に対して意見を述べる機関であると。具体的な状況を教えていただければと思います。最近ので結構でございます。

○小野図書館長 館長の諮問ですが、直近ですと、平成21年度に図書館の基本計画を策定したのですけれども、そのときに、教育長から、今後の図書館のあり方に関して諮問を行い、図書館協議会から答申をいただいております。

それ以外に、館長に対して意見を述べる機関ということで、今年3回の図書館協議会を開催しております。昨年度ですと、前年度に作成した図書館基本計画についての意見を、22年度につきましては第2次の相模原市子ども読書活動推進計画について、意見をいただいております。

◎小林委員 ありがとうございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第34号、相模原市立図書館協議会委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

□相模原市社会教育委員の人事について

◎溝口委員長 次に、日程7、議案第35号、相模原市社会教育委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第35号、相模原市社会教育委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市社会教育委員会議は、社会教育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査研究し、その結果を答申し、または意見を建議することを職務としております。

本議案につきましては、相模原市文化協会からご推薦をいただき、平成23年11月30日までの任期でご委嘱申し上げておりました安藤照男氏から、任期途中の平成23年6月13日付で辞職したい旨の申出があり、それに伴い、同じく市文化協会からご推薦いただきました一戸徳雄氏を平成23年6月14日付で委嘱する必要性が生じましたが、教育委員会へ提案するいとまがございましたので、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育長において臨時に代理処理をさせていただきましたので、ご承認をいただきたく、提案するものでございます。

なお、社会教育委員は15名で構成され、任期は2年でございますが、今回の人事につきましては、附属機関の設置に関する条例第2条に基づき、前任者の残任期間である平成23年11月30日まででございます。

以上で、議案第35号、相模原市社会教育委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 昨年度の活動状況について、簡単でいいので、ご説明いただけますでしょうか。

○大用生涯学習課長 実は、現在、教育委員会から、生涯学習社会における社会教育施設の

あり方について諮問をいただきまして、その諮問に基づきまして協議を進めていたところでございます。定例会、それから小委員会、それぞれ定例会6回、小委員会5回を開催いたしまして、現在も協議を進めているところでございます。

ちなみに、実は昨年度予定をしておりました、市民の方から、この答申内容についての検討案をお示しして、ご意見をいただくシンポジウムを3月に予定しておりましたが、今回の震災の関係で7月に延期をしたということがございます。

◎齋藤委員 そうしますと、現在、諮問については検討中で、答申が出る予定でございませうでしょうか。

○大用生涯学習課長 今おっしゃられたとおり、現在も検討中でございます。それで、先ほどちょっと申し上げました、シンポジウムで市民の方のご意見もお聞きしますので、その意見も反映しながら、11月ごろの答申を目指して協議を進めているところでございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませうでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市社会教育委員の人事についてを原案どおり決するに、ご異議ございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませうので、議案第35号は可決されました。

中学校公民教科書採択に関する請願 (その1)

中学校公民教科書採択に関する請願 (その2)

中学校歴史教科書採択に関する請願 (その1)

中学校歴史教科書採択に関する請願 (その2)

中学校公民教科書採択に関する請願 (その3)

◎溝口委員長 日程8、議案第36号、相模原市立中学校教職員の人事については、人事等個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議といたしますので、日程13の議事終了後に審議いたします。

それでは、続きまして、次に、日程9、請願第1号、中学校公民教科書採択に関する請願 (その1)、日程10、請願第2号、中学校公民教科書採択に関する請願 (その2)、日程11、請願第3号、中学校歴史教科書採択に関する請願 (その1)、日程12、請願

第4号、中学校歴史教科書採択に関する請願（その2）、日程13、請願第5号、中学校公民教科書採択に関する請願（その3）は、教科書採択に関する請願ですので、一括して審議したいと思います。

日程9から日程13につきまして、ご意見がございましたら、引き続きお願いいたします。

◎**金川委員** 小学校の教科書採択のときにも、私は同じことを言ったと思うのですが、私は体操やスポーツ大会で、器械体操の審判員をしています。それで、スポーツ大会でのジャッジをするときには、ルールに基づいて、公平に正確にジャッジをするために、一番最初の1人から一番最後の1人まで、そのルールブックに則り、ほかの方、例えば自分の恩師がコーチだったとしても、そういう人たちとは接触を持たずに、淡々とジャッジをしていくというのが公平なジャッジだと思っています。

この前、中学校の採択基本方針も出ましたので、私たちの立場としては、そのルールブックに則りジャッジしていくのがいいのではないかと感じています。この請願も読ませていただいて、専門家ではないのですけれども、学ばせていただくところもありましたが、我々としてはジャッジマンという立場を崩さないでいくのがいいかなと思っています。

◎**溝口委員長** ありがとうございます。

◎**斎藤委員** 今回提出された1号から5号については、主に歴史と公民についてのご意見でありまして、大変細かい、いろいろなご指摘をいただいたわけですが、私たちが教科書採択をする上では、やはり私たちが進めていこうとしている相模原教育の大きな目的を重視して、その中で、広い視野で改めて見ていかなければいけないなということを再認識させていただきました。

◎**溝口委員長** どうもありがとうございます。

◎**小林委員** 今回、非常に教科書採択に関しては、今回の請願を含め、本当に多様なご意見や要望やお考えをお寄せいただきました。参考になると思いますが、と同時に、教科書に対しての非常に関心の高さを深く認識している状況です。

そこで、現在、我々が採択に関して取り組んでおります事実に基づいて、本市の採択の姿勢の確認という意味で、ちょっと私の考えを述べさせていただきたいと思います。

まず教育委員会としては、教科書は子どもたちのためにあるという視点に立って、相模原市の子どもにとって非常に適した教科書ということで、先ほど斎藤委員さんも言っておりましたけれども、広い視野に立って、バランスよく、本当に何回も何回も、全教科書に

ついて精査研究を今しているところでございます。そういう活動の背景にあるのは、1つは手続きの透明化ということ。それをしっかり確保していこうと。それから、採択の原理と申しますかね、原理に則り、公正、適正を期していきたいと。

具体的には、まず、今年の4月7日に文部科学省から通知がございました、採択事務の処理について、公正かつ適正の確保という通知ということでございます。それから、そのあとの4月19日、神奈川県教育委員会からの通知では、採択がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保しなさいと、こういう留意事項がございました。

そんなところも背景にしながら、5月26日は採択基本方針を定めるに当たりまして、教育委員会定例会におきまして、相模原市が主体性を持って採択するために、独自の方針として、本市の教育ビジョンである相模原市教育振興計画、あるいは学びプランを関連づけて、それとあわせて、神奈川県教育ビジョンにも示された教育目標を踏まえてきました。当然、学校教育法だとか、教育基本法だとか、ここで新たに規定されました、学校教育法の第46条だとか、学習指導要領も視野に入れているわけでございますが、そういう形で進んでおります。さらには、教科の種目の観点のところでございますが、これまで相模原市の教育が、ご案内のように重視してきました、思考力、判断力、あるいは表現力を含む内容を盛り込むことを通して、本市が本当に主体性を持った採択基本方針を定めたわけでございます。

ですから、こういったものをすべてベースにしながら、軸足がぶれることなく、採択の原理に則って、とにかく丁寧に、それから、ひたすら採択に取り組んでいくことが、これから我々にとっては大切ではないかというふうに考えておりますが、委員の皆さんはどうでしょうか。再確認しておきたいと思えます。

◎金川委員 まさに私たちのジャッジブックだと思えました。

◎斎藤委員 小林委員がおっしゃるとおり、公平性、公明性を担保しながら、広い視野でバランスよく教科書を見ていこうという姿勢が大事だなということを再確認いたしました。

◎溝口委員長 ありがとうございます。

各委員さんのご意見を私なりに考えてみますと、今、3名の方からご意見をいただきましたが、本市が主体性を持って採択の基本方針を定め、現在、その基本方針に沿って、採択検討委員会が調査研究を進めていることを考えると、外部からの働きかけに左右されることなく、今後も静ひつな環境を確保しながら、これまで同様、相模原市の子どもたちのために教科書を十分に研究し、本市の基本方針に従って採択していくことが第一だという

ことで、委員さんからの意見を集約いたすことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、請願第1号、中学校公民教科書採択に関する請願(その1)は、不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第1号は不採択といたします。

続いて、請願第2号、中学校公民教科書採択に関する請願(その2)を不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第2号は不採択といたします。

続いて、請願第3号、中学校歴史教科書採択に関する請願(その1)を不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第3号は不採択といたします。

続いて、請願第4号、中学校歴史教科書採択に関する請願(その2)を不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第4号は不採択といたします。

続いて、請願第5号、中学校公民教科書採択に関する請願(その3)を不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、請願第5号は不採択といたします。

次に、日程8の非公開案件の審議を前に、スポーツ課から報告事項があるようですので、よろしく願いいたします。

○神藤スポーツ課担当課長 3月11日の東日本大震災発生以降のスポーツ施設につきまして、夜間照明設備の一部をこのほど開放することにいたしますので、そのご報告をさせていただきます。

3月11日の東日本大震災の発生以降、スポーツ施設を含む公共施設は、安全確認ができた施設から、電力の需給状況等を見定めながら、順次、開放してきた経過がございます。4月16日に総合体育館等の公共施設が、夜間も含めて通常営業になったのを最後に、ほ

とんどの公共施設が通常営業に移りました。その中で、スポーツ施設の夜間照明だけがずっと点灯しない状況が続いておりました。

6月1日から、市内スポーツ施設につきましては、日が伸びたこともございまして、早朝開放及びナイター照明をつけない照明なし開放を実施してまいりましたが、このたび市の節電対策基本方針を遵守する中で、スポーツの振興を図るため、7月9日からお示した資料のとおり、夜間照明設備の一部を再開させていただくということで、ご報告をさせていただきます。

初めに、資料のスポーツ広場多目的グラウンド及びひばり球場、テニスコートのところをごらんいただきたいと存じます。

国及び市の節電対策におきましては、平日月曜日から金曜日の最大ピーク時の15%、市においては20%をカットするというのが基本方針でございます。スポーツ広場等につきましては、現在、それぞれ昼のコマが終わった時点で、日没までの照明なし開放をやっておりますが、これはそのまま続けさせていただいて、週1回の輪番休場を除きますと、夜の19時30分から21時30分の夜間ナイターコマのみをウイークデーについては、4日間つけさせていただく。土日につきましては、節電計画の対象外でございますので、検討をさせていただくというのが8月31日までの基本方針でございます。

9月につきましては、日が詰まってまいりますので、照明なし開放等が実施できませんので、週1日の輪番休場をいたしまして、平日については残りの4日間は照明をつけさせていただくと。土日につきましては、節電の対象外になりますので、検討させていただくということでございます。

したがいまして、節電の対象となる平日につきましては、7月から8月までは、10個のある点灯箇所のうち、4コマのみをつけるということで、60%の節電。9月につきましては、2カ所の1日の輪番休場させていただきますので、20%の節電という形で実施をしてまいります。

なお、スポーツ広場につきましては、ナイター設備のあるスポーツ広場が相模原北公園スポーツ広場など4カ所。多目的グラウンドにつきましては、又野公園の多目的グラウンドなど6カ所。ひばり球場が淵野辺公園にございます。テニスコートにつきましては、横山公園のテニス場など、照明設備のあるテニスコートが6カ所ございます。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと存じます。

裏面につきましては、サーティフォー相模原球場、横山公園野球場の説明でございます。

こちらにつきましても、昼間の開放するコマが終わったあと、現在日没まで照明なし開放を8月いっぱいやっております。平日につきましても、そのあとの夜のコマも開放いたします。節電対象期間で、節電対象外である土日の開放のみをさせていただくということで、節電の対象期間においては100%の節電ということでございます。

それから、9月におきましても、日が詰まる関係で照明なし開放ができませんので、月から金までの平日に限りましては、一切照明を点灯いたしません。この理由につきましては、サーティフォー相模原球場につきましては、350キロワットを超える電力量がございます。なお、スコアボード等を含めると、400キロワットを超えてしまいます。横山公園野球場につきましても、200キロワットを超える電力量がございますので、平日の時間帯はつけないことにいたしました。

なお、サーティフォー相模原球場がある淵野辺公園、それから横山公園野球場がある横山公園におきましては、500キロワット以上の契約電力量の、大口需要というところになっております。市の施設の中では、大口需要の500キロワットを超える契約のところは7カ所ございますが、そのうち2カ所が公園スポーツ施設でございます。

それから学校ナイターについてでございます。こちらの方は、使用電力量といたしましては、1時間に60キロワット程度のもので、比較的夜間照明設備としては、大きいものではございませんが、学校の節電目標達成及び学校教育の節電教育等々を配慮いたしまして、平日については開放しないという形で、土日のみの開放というこにさせていただきました。

そのほか、小山公園のニュースポーツ広場、それから、名倉グラウンドゲートボール場につきましては、隣接する小山公園のスポーツ広場、それから名倉グラウンドの多目的グラウンド等々と歩調を合わせる中で、開放していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、屋外スポーツ施設の夜間照明設備につきましては、先ほど申し上げましたように、市が定めました節電対策基本方針をあくまでも遵守するという中で、通常どおりの市民生活ができるだけ行われるように配慮した中での、開放でございます。計画停電の実施等、電力の需給状況に大きな変動があった場合には、電灯を途中で中止する場合があります。

以上、ご報告終わります。

◎溝口委員長 報告を受けまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ここで、次回の会議予定日を確認いたしたいと思います。

次回は、7月29日、金曜日、第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回につきましては、7月29日金曜日の開催予定といたします。

なお、開催時刻でございますが、現在、調整中ですので、お手数ですが、ホームページや告示をごらんいただくか、教育委員会事務局までお問い合わせをお願いしたいと思います。

では、これからの会議は非公開の審議といたしますので、傍聴の方と関係する職員以外の方は退室していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

□相模原市立中学校教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

◎溝口委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後4時30分 閉会